

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年九月一日奈良県指令建第一〇四―一三九号

令和三年十一月二日奈良県指令建第一〇四―一三九―一号

令和四年十月十三日奈良県指令建第一〇四―一三九―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年一月四日建第一〇〇六九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年一月四日建第五七九一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市北田原町九五四番一、九五七番二、九六一番一、九六一番二、一一〇七番九、

一一〇七番一〇、一一〇七番一一、一一〇七番一二、一一〇七番二〇、一一〇九番七、

一一〇番一、一一一〇番二及び一一一番七（三工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市朱雀三丁目五番地の一一

共立土地株式会社 代表取締役 芝田薫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市北田原町九六一番二、一一〇七番九の一部、一一〇七番一一、一一〇

七番一二、一一〇七番二〇、一一〇九番七及び一一一〇番二

一 許可番号

令和四年七月二十九日奈良県指令建第一一〇―一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年一月四日建第一〇〇七〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年一月四日建第五七九二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字黒田一四八番、一四九番一、一五〇番一の一部及び一五一番一
の

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町泉台三丁目八番一八号

株式会社アイア奈良 代表取締役 南正利

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字黒田一五〇番一及び一五一番一の各一部

水路 磯城郡田原本町大字黒田一四九番一及び一五〇番一の各一部

一 許可番号

令和四年四月十五日奈良県指令建第一〇八一―一三五号

令和四年七月二十八日奈良県指令建第一〇八一―一三五―一号

令和四年十二月十二日奈良県指令建第一〇八一―一三五―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年一月四日建第一〇〇七一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年一月四日建第五七九三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

檀原市十市町二五八番、二五九番、二六〇番、二六一番、二六二番、二六三番一、

二六三番二、二六四番一、二六四番二、二六四番三、二六四番四、二六五番二、二六

五番三、二六六番二、二六六番三、二六七番二、二六七番三、二六八番二、二六八番

三、二七〇番二、三二二番一、三二三番二、三二四番二、三二五番二、三二六番二、

三二七番二、三二八番二、三二九番一、三三〇番一、三三一番一、三三一番二、三三一番三、三三

三番一、三三三番二、三三三番三、三三三番四、三三三番五、三三三番六、三三三番

七、三三三番八、三五五番、一二五五番、一三五二番、一三五五番、一三五六番、一

三五七番、一三五八番、一三五九番、一三六〇番及び一三六一番並びに磯城郡田原本

町大字千代一番一、一番四、一二四七番及び一二四八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県刈谷市朝日町一丁目一番地

株式会社ジェイテクト 代表取締役 佐藤和弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 檀原市十市町二六三番一の一部、二六三番二の一部、二六四番一の一部、二六八番二の一部、二六八番三の一部、二七〇番二、三二二番一の一部、三二三番二の一部、三三一番二の一部、三三三番五の一部、三三三番六の一部、一三五五番の一部、一三五六番の一部、一三五七番の一部、一三五八番の一部、一三五九番の一部及び一三六一番の一部

一 許可番号

令和三年七月二十日奈良県指令建第一〇六一一六五号

令和三年十二月七日奈良県指令建第一〇六一一六五―一号

令和四年三月七日奈良県指令建第一〇六一一六五―二号

令和四年十一月二十九日奈良県指令建第一〇六一一六五―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年一月五日建第一〇〇七二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市中町二一七番一の一部、二一八番四、二二〇番三、二二一番二、二二三番一の一部、二二三番三の一部、二二三番一の一部、二二五番一及び二二五番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島六丁目二番二七号

株式会社かんでんエンジニアリング 代表取締役社長 野田正信